

平成23年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第6号

平成23年6月30日(木曜日)午後2時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第6号

日程第1	発議第5号	石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議(案)
日程第2	承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて

- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第38号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第41号 市道路線の認定について
- 議案第42号 市道路線の変更について
- 日程第 3 請願第 2号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書
- 日程第 4 委員会発議第5号 保育制度改革に関する意見書（案）
- 日程第 5 閉会中の継続審査について
- 日程第 6 閉会中の所管事務調査について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 発議第 5号 石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議案
- 追加日程第1 緊急質問
- 日程第 2 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第38号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第41号 市道路線の認定について

議案第42号 市道路線の変更について

日程第 3 請願第 2号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書

日程第 4 委員会発議第5号 保育制度改革に関する意見書(案)

日程第 5 閉会中の継続審査について

日程第 6 閉会中の所管事務調査について

---

開 議 午後2時00分

○議長(小座野定信君)

ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

傍聴人に申し上げます。

会議において傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

諸般の報告を行います。

今期定例会会期中に陳情書1件を受理し、お手元に配布しておきましたので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第 1 発議第5号 石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議案(案)

○議長(小座野定信君)

日程第1、発議第5号 石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議案(案)を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番(岡崎 勉君)

石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議。

石岡地方斎場建設事業は、構成市の合意のもと、事業着手に至った事業であり、千代田地区の市民は、火葬・葬祭施設の1日も早い完成を願っております。これらを踏まえ、平成23年3月4日、本市議会において「石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議」を議決したものである。

ところが、平成23年6月23日、「かすみがうら市斎整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会」において、同組合の分賦金が未納となっていることが判明した。この分賦金(第1四半期分)は、納期限が平成23年5月25日であるにもかかわらず、「合意形成がなされた部分以外、支出を見合わせる」とし、支出保留の状態が続いており、このこと事態、

正に法に反する裁量権の行使であり、明らかに妥当性を欠く、極めて不当なものと言わざるを得ない。

この分賦金は、平成23年同組合の第1回定例会で議決され、同組合規約第14条第2項では「分賦金は、組合議会の議決によって定め、関係市がそれぞれ負担するものとする。」と規定され、併せて、同条第3項では「前項の分賦金は、管理者の指定する期日までに会計管理者に納入しなければならない。」と規定されている。

しかるに、このたびの行政行為は、裁量権を著しく逸脱し、かつ、極めて恣意的に行われ、あまつさえ、かすみがうら市の信頼低下を招いたことは、不当な裁量権の行使であるといっても、過言ではない。

かかる事態を憂慮し、当該特別委員会の審査では、「離脱が確定していない状況の中では支出すべきである」、「何を根拠に支出しないのか」、「市長や執行部は法律等を準拠すべきだ」などの意見が噴出した。

これらを踏まえ、市長にあっては、当該特別委員会の審査経過を尊重し、法を遵守する立場である地方公共団体の首長であることを再自覚し、分賦金の請求に基づき、早急に支払うことを、かすみがうら市議会として、強く勧告するものである。

以上、決議する。

平成23年6月30日。

かすみがうら市議会。

**○議長（小座野定信君）**

これより提案者に対する質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

2月15日の齋場組合の議決ということをもってこの分賦金を支払う義務があるというふうに主張しております。しかし、宮嶋市長はこの議会が開催前に齋場の議会の事務局の段階、事務局レベルだと聞いておりますけれども、このときに正副3管理者会議、3者協議において合意が形成された場合は、負担金を再度変更はあり得ると、変更するというふうなことが文書であるというふうに私は記憶しておるんですけれども、その点については確認されているのでしょうか。

それと、2月15日に市長がこの建設負担金については、これは私は合意できていないということで反対表明をしたということもご存じだと思いますけれども、それについてどうなっているか、ご質問いたします。

**○議長（小座野定信君）**

2番 岡崎 勉君。

**○2番（岡崎 勉君）**

この変更の文書であります、私は確認しておりませんが、5月に組合のほうから請求が出ておりまして、それが25日までに納入ということでありまして。既に30日が過ぎておりますので、その時点で文書で交わすべきだというふうに私は理解しています。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第5号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、発議第5号 石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議（案）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

きょう突然、また発議第5号ということで、石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議が出されました。宮嶋市長はこの斎場建設は23億をかけていると、そしてその中身については火葬炉も含めて、それから葬祭場がかなり過大である、こういうふうな観点から縮小の見直しを一貫して主張してまいりました。その中での協議がなかなか進んでいないという現状があったことは皆さんもご存じだと思います。

私はこれまで8年間、石岡地方斎場組合の議員としてこの移転建設計画には多くの問題があると指摘して、現斎場内での建てかえを主張してまいりました。特に問題なのは平成13年7月の議会決議で、移転建設を決めたことを推進の根拠にしていることであります。その後、平成14年1月に当時の石岡市長であった管理者、いわゆる木村氏が入札妨害事件で逮捕され、一時この建設計画は凍結状態にありました。私はこの段階で議会のこの議決、白紙撤回すべきだったと思います。

この分賦金にかかわる決議について、今私が質問しましたように協議がなかなか進まない、それに関して土地の取得の問題についても一方的に推進する、そういうやり方をとってまいりました。2月15日前の組合の事務局の段階で、3者正副管理者会議の合意に達した場合は、分賦金、この負担金の変更もあるということを確認しているというふうに私は聞いております。そして、2月15日にも斎場組合議会の本議会で、この負担金について明確に反対の意思を表明しているのではないのでしょうか。そして、協議に関してはいまだ合意に達していないわけであります。

さまざまな点での宮嶋市長の縮小申し入れなどもあり、現在は6基で合意されたようではありますが、私は宮嶋市長の縮小申し入れに賛同する立場であります。斎場、特に葬祭場の新設については民間と競合する公的施設の改革についてという平成12年5月26日の閣議決定に抵触するものであります。私は何でも強引に進め、既成事実を積み上げて事業を完遂させようとする久保田管理者のやり方は許すわけにいかないという立場であります。

特に問題なのは、6月3日付で宮嶋市長に対する久保田管理者からの回答であります。この内容は石岡、今言った負担金を払うのか、それとも斎場組合から離脱するのかということを追るものであり、合意形成に向けた協議を真剣に行おうとする姿勢は見えません。私は千代田地区と霞ヶ浦地区との一体化を図る上で、市単独の斎場整備も考えるべきときに来ているのではないかと考えます。今後私は市民に事実の経過を知らせ、市民へのアンケート調査など、さらには住民投票を視野に入れた運動も進めていきたいと考えております。

何よりも、地方公共団体がその事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない（地方自治法第2条第14号）とともに、地方公共団体の経費はその目的を達成するために必要かつ最少の限度を超えてこれを支出してはならない（地方財政法第4条1項）というものであります。私は今回の石岡斎場移転建設はこの法に反していると思います。根本的なところから、この負担金の問題についてはよく考えてもらいたい。そういう意味で、私はこの決議に反対するものであります。

私たちの市長を盛り上げていくのか、それともそれに足かせをしていくのか、この違いが明確になるのではないのでしょうか。

以上、討論とします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

緊急質問をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ただいま栗山千勝議員より緊急の質問動議が提出されましたが、緊急質問を行うには緊急性が客観的に判断できるような件名を述べるよう求めます。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

石岡斎場問題で、市長は単独でもって斎場をつくるというようなことをマスコミ報道しているわけございまして、単独火葬場の建設に関する緊急質問でございます。

○議長（小座野定信君）

ただいま14番 栗山千勝議員から緊急質問に同意の上、日程の順序を変更して直ちに発言を許可されたいとの申し出がありました。

よって、14番 栗山千勝議員の緊急質問の件を議題とし、採決いたします。

念のため申し上げます。

緊急質問については、かすみがうら市議会会議規則第63条の規定により、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められたときに、議会の同意を得て質問することができるとなっております。この採決は起立により行います。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、14番 栗山千勝議員の緊急質問に同意の上、日程の順序を変更して直ちに発言を許すことは可決されました。

---

追加日程第 1 緊急質問

○議長（小座野定信君）

追加日程第1 緊急質問を行います。

なお、緊急質問における質問時間につきましては、先例により20分間といたします。

発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

緊急質問の場をいただいて本当にありがとうございます。

今、岡崎委員長のほうから決議文が朗読されたわけでございます。それに基づいて日本共産党の佐藤文雄さんのほうから反対の討論等を行ったわけでございます。そういう中で、佐藤議員の討論の中で、住民投票に向けてというような文言が入っていたわけでございますが、宮嶋市長が市長になるまで住民運動を行ってここまで来たと思います。いや、住民運動で、それで一番最初に住民投票関係の問題を議員の報酬問題に焦点を絞って1万何千人かの署名をとったというふうに記憶しております。しかしその1万何千人の署名が決して褒められた内容の署名ではないということをまず前提に置いて質問に入ります。

市長はマスコミ等で2億5000万でできるんだから、向こうを離脱して単独でやるというような新聞報道はだれもこれ知っていると思います。そういう中で議会においては特別委員会ができまして、いろいろ協議してまいりましたが、いろんなわからない点が出てきております。これはま

だまだ市長は出席を求めているので、市長の頭の中にはすべて頭の中に入っているのではなかろうかなというように私は思うわけでごさいます、まず単独で火葬場をつくった場合に、どこから入っていくのかと。これは一番大事ですよ。

それで、斎場組合の久保田管理者から2つの回答を求めています。石岡斎場移転事業計画に関する平成23年度予算を執行する。もう一つは石岡地方斎場組合から離脱すると。これについてまず公文書で来たものは公文書で返すのが当たり前だと。当委員会で2回ほどやりましたが、部長は6月6日に口頭で回答したと一貫して答弁しておりましたが、2回目の委員会でもって公文書で来たものは公文書で返すのが当然だというような回答を市長公室長が答弁されたわけでごさいます。

そこで、その単独でやる場合の手始めに、まず私は離脱が一番先決だと、離脱しなければ何の事業も起こせないということは、かすみがうら市の建設計画で石岡斎場はきちんと盛り込まれていたわけでごさいます。それに従って議会で議決してここまで来ています。まずそこから入るのが当たり前だと思いますね。

そういう中で、一番初めのこの離脱するのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員のご質問にお答えいたします。

離脱するのかどうかということではありますが、先般6月10日のこの件に関する緊急質問でもお話をしたとおり、6月6日の3管理者による会議によりまして、2市のほうは一緒にやると、共同施行と、それでかすみがうら市は単独施行という方向で一致したわけでごさいます。そういう中で、これ会議録ができていないので、会議録は今から請求するつもりでおりますが、いずれにしても、この両方で作ると言っている火葬施設ができ上がらないことには、現有施設は使っていかななくてはならないわけでありまして、現有施設は3自治体で運営していくわけでありまして、新施設ができるまでは離脱という、いわゆる一部事務組合の解散離脱ということは今のところ想定しておりません。それで、このことは3管理者とも一致しております。

以上でごさいます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長はマスコミ等の報道で見ても議会でも答弁しておるんですが、特例債を使うと。特例債を使う場合には離脱しなければ、全くこれ単独の斎場というのはできるはずもなし。その点どうお考えなんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

特例債は26年度までは使えるわけでありますが、離脱が条件であるとは考えておりません。要するに一部事務組合を離脱することが特例債を使う条件であるとは考えておりません。それで、これは2市と私どものほうで建設を別々にやるということがきちんと今一致しているわけでありますから、ただかすみがうら市が既に、3市みんな出しているわけですが、この建設事業に関してかすみがうら市も特例債をもう既に使っております。そういう関係上、今までの支出済みの特例債をどう扱うかということがきちんと決まらないことには、その先へは進まないのは事実でございます。

それで、この話し合いをまずしないと、独自の特例債を使う話にはもちろんいかないと思います。それで、これは先方、2市のほうも同じでありまして、かすみがうら市の特例債を含むかすみがうら市の負担金があって初めて今の斎場計画が成り立っているわけでありますから、2市のほうからすれば、現状ではかすみがうら市の懐を当てにする形で建設計画が成り立っていると。これはきちんと解消していかなくてはならないわけでありまして、2市のほうもこのままの状態では財政計画が立たない。したがって、特例債も使えないと、両方ともそういうことでありますからお互いに話をして、それで建設をお互いの特例債でやるということをきちんとする必要があります。

それで、同時にかすみがうら市が既に支出してある分については、土地の取得であるとか造成工事、進入路あるいは遺跡調査等に使っているわけでありますが、そのお金をきちんと精算しないと、いわゆる財産をどうするかについてきちんとしないことには先へ進まないというのも事実であります。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

14番 栗山千勝君。

**○14番（栗山千勝君）**

市長ね、市長はね、来年度中に建設するという新聞報道ですよ。それは特例債を使うと。特例債はダブルで使えないということは、そんなことは私が言わなくても市長はご存じだと思います。そんなことやったらね、今まであそこまで進んできて、石岡、小美玉にもいろんな迷惑かける。それで市長は前にも答弁したけれども、今まで負担した分については何ぼかは返してもらおうんだと言うけれども、じゃその返してもらって新たな特例債、認可受けられるか受けられないか私はわかりません。じゃそのもらえなかった分はだれが責任とるのか。ダブルの特例債は使えない。現状を考えると必ず離脱しなければ、先にも迷惑かける。その点についてお伺いします。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

これは特例債で支出した9000万何がしであります。これはもらえないというか、今から話し合いをするわけでありますが、いわゆる向こうに財産として形としてなっているわけであります。それで、これがもらえないとしたら財産を渡すわけにはいきませんので、そんな簡単な話はだれが考えてもわかると思います。ですから、こちらが向こうの土地の権利を放棄したり何かするためには、全額はともかく話し合いでこの特例債で支出した分を返してもらう必要があります。た

だ、全額を返してもらおうかどうかについては、あくまでも交渉でありますから、全額が返ってこない場合もあるわけでありまして。例えば半分しか返ってこないということであれば、5000万近くが市の負担になるということになれば、それはいわゆる今後単独でやっていく分の費用に上乗せして考える必要があるので、単独でやって仮に4億かかって、それでさらに5000万特例債が返ってこないということになると、費用は4億5000万になりますから、そういうことは絶対にさせないと、そういう考えであります。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

先方から市長は5000万くらいは返ってくるだろうというような話もされているわけだよね。そうすると4300万というのはこれは返ってこないんですよ。その金はだれが責任、どのような責任をとってね、これその分は必ず、5000万返ってきたとしたって繰上償還になりますよ、完全に。それで交付税の返還もあると思うんですよ。だから、そういうようになったときに、どんな金でそれを措置するのか、どんな責任をとるのか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それは今もお話ししたとおり、もともと23億という巨額を投じる計画の斎場を縮小する支出を5億4000万というかすみがうら市の負担金を縮小するためにいろいろ交渉しているわけでありまして、それでその縮小する5億4000万を上回るようなお金になったんでは、もちろん論外でありまして、これは当然繰上償還は必要な、多少は必ず出てくると思います。それでその繰上償還分もいわゆる斎場建設費として、斎場建設費として計上するわけではないですが、繰上償還分としていわゆる実質的な斎場建設にかかった費用として、単独で施行する場合も、そういう費用にカウントする必要があるのではないかと。

ですから、その費用も入れてもなおかつ4億円を上回らないような努力をしていかなければならないと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長ね、単独でやるんだ、単独でやるんだ、2億5000万ね、それを今度3億になりました。それで市内の市有地3カ所、今度はブログで見れば千代田地区の1カ所だと。まず一貫性のないことをやっているわけですよ。

そういう中で、どっちへ転んでも一番もう離脱するにしたって、最後には離脱しなくちゃならない、単独でやる場合には。議会の議決が得られるか得られないかですよ。今まで向こうに負担した9300万、これ全額もらえないかもしれない。全額もらえなければ繰上償還で倍になる、1億8000万。これ大変な問題なんですよ。

それで、市長が宮本工業所から設計書をとって私どもの委員会に提出されたのを見ても、仕様書が全くついていないから高いんだか安いんだかというのは判断ができない。それで控室が畳は

四畳半が2間と。全く問題にならないほど小さい。それが市民に対してどう理解してもらえるか。さらには場所も選定していない。それで、場所がどこだと位置づけもしていないからね、これが関係集落の理解が得られるか得られないか、全くこれわからないわけですよ。それを単独でやるんだ、単独でやるんだと言うけれども、単独でやった場合の負担が、リスクが大きくなるということは当然これはわかると思う。

そういう中で、市長はね、すべてこの単独の斎場について自分の頭だけに入っていて、関係部課長が何も知らない、そんなばかげた話があるのかと。市長はいつもね、ガラス張りの行政運営したいんだというような話をしているわけですよ。全くその話と裏腹な行動をとっているわけですよ。石岡斎場だつてとことん譲歩するところは譲歩しているんですよ。斎場については石岡と小美玉が持ちますよと。火葬場についても大きいけれども、建屋だけにして、何とか理解してくれと。それを合わせた金が7700万。

市長の選挙公約はもうほとんど今までのやってきたことで満たしているんじゃないのかなと私は思いますよ。100%ね、市長の言うことを通さなければだめなんだと、そんな、だだこねてもしょうがないですよ。私は支持した一人として厳しく追及するんですからね。きのうも県庁へ行ってきました。栗山さん、支持した一人として何とかしなさいよと言われました。一番いい潮時だと私は思うんですが、市長、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

あくまでも6月6日の3管理者会議でこのかすみがうら市は単独でと、それで石岡、小美玉は2市でという方向が6月6日に決まったばかりでありまして、それを受けて8日の日に皆さんにお伝えしていると思うんですが、6月8日の日にプロジェクトチームを立ち上げるべく庁内会議で話をしまして、プロジェクトチームが立ち上がりました。それで実はきょうが第1回の会議を開きまして、問題点の整理、課題の整理等あるいはタイムスケジュール等を今後検討していくよとということで、会議の中で指示をしたわけでありまして、今からそういった問題については精査をしていくということでございます。

それで、単独でやることのリスクが、もちろんリスクがあるのはありますが、それは行政はすべていわゆる努力をして行政経費の節減を図っていかなくてはならないわけでありまして、5億4000万出せば、それが一番安易な道であります、それをあえて極限の財政節減に挑戦していくということは必要ではないかと、こういうふう考えております。

それと、こちらの考えが、いわゆるかすみがうら市として私が最初提示した、一部事務組合側に提示した条件からどの程度達成されたかといえば、全然もう問題外の数字でありまして、いわゆる23億円の過大な斎場建設費のうち、節減されたのは1億円足らずと。いまだに22億円程度の事業費の規模を維持しているというのは、今の財政事情の中からちょっと私どもには理解しかねると、こういうことで再三というか、今まで長いこと協議を続けてきたわけでありまして、今回の結果に至ったわけでありまして、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長ね、合併特例債をこちらで使うと言うけれども、合併特例債はね、合併することによって使える特例債ですよ。かすみがうら市単独でやった場合には、旧霞ヶ浦についてはもう既に玉造に斎場があるんですよ。合併に生じて起こるものじゃないんですよ。これも特例債が認定されるかされないか全く未知数なんです。すべてをやはり根拠に基づいて市長がきちんと市民に対して説明していくのなら私はわからなくもない。それで市長は5億4000万、5億4000万にこだわっているかもしれないけれども、それからマイナス7,700万なんですよ。そんなことをやったら石岡市、小美玉市にももう多大な迷惑をかける、全く前さ進まない。石岡市、小美玉市でも2市でやる場合にはもう一回特例債の見直し申請しなくちゃならないんですよ。それも時間かかる。果たして隣接の市にそんな迷惑をかけていいのかと。これは我々の委員会でもその問題は議論されましたよ。それであればね、私は単独なら単独でもいいですよ、安くできるのであれば、関係市に迷惑かけないのであれば。やはり根拠を持ってね、きちんといろんな提示してもらいたい。根拠がなくてね、どうにも論ずる方法がないんですよ。ただ高いんだ高いんだと、市民は2億5000万でできればだれもいいと言うんですよ。私もいいと思います。しかしできないんです、これは、だれ考えたって。できないものをやるんだって言ったって、そんならきちんとした根拠を議会に示して、市民に示して理解を求める、それがリーダーの役目じゃないんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、特例債が使えるかどうかということですが、きょう第1回の実務者のプロジェクトチームの会議でもちょっと話題になりましたが、まずは特例債が使える大前提は、先ほどもお話ししましたとおり、3市でこの今までの支出分についてのきちんとした整理がなされて、かすみがうら市が単独で施行、2市は2市でいくということがきちんと特例債の財政的にも整理されないと、これは我が市のほうもそうでありまして、栗山議員ご指摘のとおり、先方2市もこのまま進むわけにはいかないわけでありまして。それで、これはもちろんでありますが、そういう整理が済んだ後、かすみがうら市がじゃ単独で使えるかどうかは、きょうの話でもちょっと検討はされたわけでありまして、一番やりやすいとか妥当なやり方としては、霞ヶ浦地区も千代田地区もこの新しくつくる単独で事業実施する葬祭場を等しく使うという方向でやっぱり考えるべきであろうと、そういう前提のもとに財政計画を立てれば、あるいは新市建設計画を立てれば合併特例債は十分使用可能であるというふうな見通しを持っております。

それで、もう一つ霞ヶ浦地区の今玉造に使っている、霞ヶ浦清苑に依存している霞ヶ浦地区のあり方というのを、やはり新斎場、新しくつくる斎場と新火葬場ですか、新火葬場と玉造と両方使っていくということは、やはり非効率でありますから、維持管理費等を考えれば非効率でありますから、やはり霞ヶ浦地区も新しい火葬施設を両方で使っていくという、そういう必要があろうと思います。ですから二面的に、合併特例債を使うという面から、もう一つは将来の運営費を考えたときには、やはり新火葬施設は両方で使っていくのがいいのではないかと、こういうふう考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、何回も言ったけれども、市長の発言に一貫性がないんだよね。どんどん変わっていくんですよ。

そこで、かすみがうら市の建設計画に盛り込まないうちに、プロジェクトチームで動くのは私はいかがと思うんですが、まずそれ1点と、この6月3日の石岡斎場組合の管理者から来ている公文書、この2点について、公室長は公文書で来たものは公文書で出すんだと。これ公文書のこの返答をどうするのか。あと市長は安くできる、安くできるというけれども、この議会できちんとした数字でもって、これだけ安くできるんだというものを提示してもらいたい。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、そのプロジェクトチームが先行し過ぎているのではないかと。その新市計画をつくり直してから動けばいいのではないかというお話であります、いわゆるそういった計画の見直しも含めて、どういうふうに今後進めていくかについてはゼロからプロジェクトチームで始まるわけでありまして、その第1回会合がたまたまきょうになったわけでありまして、きょう行ったと。

それで、これはプロジェクトチームが見直すわけではないんであります、見直すに当たってのいろいろな課題整理とか見直す方法等について提言をしていく役割を果たすということで、別に問題はないと思います。

それから、6月3日に来た公文書について、公文書で来たものは公文書で返せということですが、これについては当初6月6日に、3日の後6月6日に、実は6月3日の公文書を見たのは6月6日の朝、私は朝見たわけでありまして、それでその後の会議で3者会議で2市と単独施行ということで方針が、3人で話をして決まったわけでありまして、それで、ただその後の調べで、どうも会議録が作成されていないというのが、作成されていないのではないかと懸念が出てまいりました。それで、この会議で3者で会議したんですから、しかも重要な案件を決めたわけでありまして、当然これは会議録的なものはあるだろうという、今まで私は会議録は見たことありませんで、全部あるという前提で話してきたことは自分でその都度メモっておりましたし、もちろん会議録の決裁も私のほうへは回ってきませんから、見たことはないんであります、どうも今回6月6日の分については会議録をつくっていないような形跡もあるので、その会議録をきちんとつくるようにという話をしようと思っています。これは文書で申し入れようと思っています。

それで、さらに万が一ですね、会議録がきちんとしたものができていないとすれば、6月6日の内容についてきちんと確認するべく文書を出したいと。それでこれは3人で話をしたことありますから、当然3人で協議すればまた同じ結果になるわけでありまして、別に問題はないと、こういうふうに思っています。

いずれにしても、こういう問題になってきたからには、きちんとした文書のやりとりを確認していく必要があるのは、栗山議員ご指摘のとおりであります。

それであと、感じるわけではありますが、単独施行で2億や3億でできるはずないだろうというお話がありますが、私から言わせれば、この23億のそもそもの23億という斎場建設計画が出た段階で、もう少し皆さんが、私就任前の話を言ってもしょうがないんですが、もう少しこれぐらいの熱心な議論をしていただけたら、もっといいこんな高い施設をつくらないで済んだんではないかなと、こういうふうな感想も持っております。

以上でございます。

[栗山議員「答弁になっていません」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

申し上げます。

市長 宮嶋光昭君。

質問の内容と答弁の内容がちょっと相反すると申しますか、通じない部分がありますので、再度ご答弁願います。

[「安い理由」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

安い理由が言っていないと。安い理由というのは……

[栗山議員「おれ安い理由と言っていない」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、議長が言うので、安い理由ということではありますが、別に私が2億5000万の見積もりをつくったのではなくて、これはいわゆる火葬炉のトップメーカーが、火葬施設は1基3000万ですよと。それで2基で6000万ですよと。それで建物についてはRCづくりで平米当たり45万円、これが、というのは坪135万ですか、百四、五十万になりますね。これはだれが見てもRCで坪百四、五十万という建物は立派な建物でありまして、全然問題はないと。別に安過ぎると言われても私も困ります。これは専門家の概算見積もりでありますから。ただ概算見積もりであることは間違いありません。

[栗山議員「市長、おれ安過ぎるなんていうことは一言も言っていないですよ、私は。何をぼけて聞いているのよ」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議長、今市長もう一回言ったらいいでしょう、何回でも聞けるんだからっていう、そういう発言は注意してくださいよ。ちゃんと聞いてくださいよ。ここから話をすれば時間を費やすんですから。

まず、6月3日の回答書は、公室長は公文書で来たものは公文書で返すとっているんだからどうなのかとおれ聞いているの。あと2億5000万、2億5000万でできるんだって新聞報道までしているんだから、安くできるんだってね。きちんとした数字を出して比較して、どのくらい安くできるんだというものを皆さんにわかるように提示してくださいとっているの、数字で。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ですから、さっきもお答えしたとおり、公文書できているんですが、その後、さっきもお答えしたとおり3人で、私その公文書を見たその日に3人で会議を開いてきちんと結論も出ているわけで、それも新聞発表もされているということでもあります。それで、ただ会議録がどうもできていないみたいなので、私はもう当然会議録はあるとは思ったんですが、今まで確認したことはないんですが、会議録はあると思ったんですが、どうも会議録がつくっていないかもしれないと。ちょっとまだ確認していませんので、これは文書で会議録があるかないかをきちんと確認したいと思います。口頭では何かないような話もしていますので、それはきちんと確認したいと思いますが、もしなければまた3人でその件について確認してきちんと文書で残すということをやっておきたいと思います。

あときちんとした数字ということではありますが、きちんとした数字はこれは6月6日にそういうことが決まったばかりでありまして、その2億5000万という概算見積もりを業者からとっておりますが、これは私が思うには極めて妥当なもので、仮に坪数が待合室が9畳ですか、もっとあると思いましたがけれども、待合室が小さいということであれば仮に二、三十平米増したとしても、二、三十坪広げたとしても、その単価を掛けていけばいいので、しかもRCづくりで設計してありますから、考えておりますので、見積書のほうはRCづくりでつくってありますので、もっと経費的に安い方法ということであれば、坪100万程度の例えば木造であるとかあるいは鉄骨づくりであれば坪七、八十万という一般の通り相場というのもあると思います。そういった方法も可能ですし、いずれにしても、そういうことを今から煮詰めていくためのプロジェクトチームがあります。

それで、あくまでもその2億5000万というのは目安とするのに全然羅針盤がなくて公開してもしょうがないので、以前に私がとっておいたものであります。それを提示しろということなので、皆さんに提示したような次第でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

公室長、公文書で来たものは公文書で返すのが当たり前だというのは、あんたに質問します。

あとね、2億5000万、2億5000万ってひとり歩きしているんですよ。なぜ2億5000万なんていうものを新聞報道でするのか、詳細な数字が全く出ていないものを、安くできるんだ、安くできるんだと言ったって根拠が何もないじゃない。根拠がないものを市民に簡単な気持ちでもって知らせないでくださいよ。議会も困るんですよ、そういうことを流されたんでは。2億5000万でできるんならそのほうがいいんじゃないかと。土地も決まっていない、どんな状況が起きてくるかわからない、向こうから特例債、離脱しなきゃならない、そのときのリスクはどのくらい背負うのか。当然そういうものを市長は加味して報道するのは、私は当たり前だと思っていますよ。支援した一人として情けないですよ。

6月3日の二者択一の問題だってね、3人の話し合いでもって管理者会議でもってしたからいいんだという問題じゃないですよ、そんなものは。公文書で来たものは必ず公文書で出すのが当

たり前。最終的には3人が合意したって議会が通らなければどうにもならない。これは石岡市も小美玉も相当もめますよ、これは。かすみがうら市のために何で振り回されるんだって、もう何人かの市議会議員からは聞かれていますから。ちゃんと簡単な気持ちだけで市長ね、根拠をきちんと出してマスコミに報道してくださいよ。マスコミも悪い、これは、簡単な気持ちで書くのが。マスコミだって根拠を出してもらって、根拠に基づいて書くのが当たり前だと思う。

一応依頼したんであれば、見積もりとっているんだからね、依頼書はどういうものなのか。

あと、市長公室長ね、その公文書で来たものは公文書で返さなくちゃならないとあんたはつきりと答弁しているんだから、その件についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

きのうおととい栗山議員のほうからも文書の回答の件をお話、ご質問ありました。この件については昨日ですけれども、一つの文書による報告をしなければならない、したほうがいいというお話をしましたが、その後市長のほうも担当部局との調整の上で処理するというような回答でございました。

以上です。

[栗山議員「ちょっと、よくわからない」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何回も申しているとおおり、3日の回答については6日の会議でお互いに了解しているわけです。それで、そのことは会議録に載れば何の問題もないわけでありまして、ただその後の精査といたしますか、その後の情報によりますと、事務方同士でどうなっているのか聞かせたところ、どうもあいまいで会議録がとっていないような形跡も見えますので、そうであればきちんと公文書での回答も考えなくちゃならないし、あるいは会議録もきちんと整備するように申し入れもしなくちゃならない。そういうことを今やっているところでありまして、公文書をこちらが出さないということではありません。もう今までも何回もやりとりはしておりまして、何ら問題はないわけでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

ちゃんとした答弁させてよ、公室長に。公文書で来たものは公文書で返すのは当たり前なんだから。

○議長（小座野定信君）

市長公室長、じゃ簡単にだびをつけないでお願いします。

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

先ほども答弁いたしましたように、市長に対してといたしますか、市長に話を文書による報告をしたほうがいいのかというようなこととお話ししました。

以上であります。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そういう中ね、担当部署では。要するに新しい斎場をつくる負担金と旧斎場の運営費を分けてくれと、公文書で出しているんですよね。当然そういう話も3者会議の中でしていると思うんですよね。全く話がこっちへ通っていない、部長は何も知らない。そういう中で、5月25日までは金は支払ってくれよと、請求書は来ているんですよ。支払うのが嫌ならば30日以内に異議の申し立てをしてくれというんですよ。それもやっていないの。それで法律的にどうなんだと言ったら、一貫して市長の命令だから、市長の命令だからって、ただそれで一点通しているんだ。たとえば市長の命令であっても法令に違反しているものはね、部課長はきちんとしたことをやらなくちゃならない、法令を遵守する義務がある。何も支出負担行為なんか、担当部署から部長へ上げて市長のところに出して、気に入らなければ市長は決裁しなくていいんだから。市長、それじゃ部長らがかわいそうでしょう、部課長が。リーダー決裁として、余りにも。余りにもかわいそうでしょうよ。そんなばかな話はないでしょうよ。部長も足りない。法令を遵守する義務があるのに一貫して市長の命令だ、市長の命令だって。いざとなればあなたの責任に行くんでしょ、部長のところへ。だから法令を遵守するのকাশないのかね、させるのかさせないのか、市長、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

法令遵守は当たり前のことでありまして、公室長には私のほうから、公室長というか、これは直接は担当部署から環境経済部のほうから報告を受けておりまして、こういう請求書が来ていると。それに対してはもちろん合意形成分については払うから、失礼しました、運営費部分については払うので、運営費部分だけを分割して請求書を送ってくれるようにということで文書を出してございます。文書を出しているんだったよね、出しているはずでございます。

あと何だっけ。

[栗山議員「全然出していないでしょう」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

それだけだよね。じゃ、終わりました。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

運営費は出していないでしょう、これ。それに市長はね、あの組合の会議、6月6日だっけかな、組合の臨時議会。あそこでかすみがうら市の6月定例会でもって提案してまいりたいとはっきり答弁しているんですよ。その件についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時03分

---

再 開 午後 3時12分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

6月6日に斎場議会の本会議でこの単独施行についてはかすみがうら市議会に戻ってお話しをするということを発言したのは事実でございます。また、運営費及び斎場建設費について請求書が来ているのを受けまして、こちらからは文書で運営費の部分については支払うが建設費については6月6日の会議決定を受けて別途、別々に請求書を出してくれという文書を出しておりますが、その文書については一部事務組合側からは文書による回答はありませんで、電話による回答で分離しないと、こういうお話でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

何回も言うようだかもしれないけれども、市長、会議のたびに市長の考えがぐらぐら変わってくるんですね。全く一貫性がないって何回も言っているかもしれないけれども、議員だれもが知っているわけですよ。

それで、市長はこの斎場問題を単独でやるというけれども、全くつくる気がないんじゃないのかと思うの。ということは神立地区の1万5000人は土浦のほうを向いていますよと。うちの旧霞ヶ浦地区のほうは全く興味がないよと、騒いでいるのは千代田の農村部だべよという話も聞こえてきているんですよ、県のほうから。今までの議決は何だと、本当に情けない。今これ単独でやったらね、どのくらいかかるかもわからないし、できるかできないかもわからない。マスコミ使って単独でやるんだなんていうことを言っているんだからね、全く私はやる気がないと思う。その気持ちだけまず聞いて、もう時間だから終わります。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

やる気がないということはありませんで、これはやらなくちゃならない仕事でございます。それだけです。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

もう終わったわけなんだけれども、その言葉に二言はないですね。その都度市長が答弁がいろいろ変わっているわけですから。一番困るのは市民なんです。これは強く言いますよ。県ではきのう何って言うかと思ったら、栗山さん、宮嶋さんを担いだんでしょ、担ぎましたと。あんたはつきり言いなさいよと。おれが言っても聞かないからおれ言わないんだと。じゃ加固言ったらいいですよ。加固は何て言ったかそれは言いませんけれども、私はね、だれの言うことも聞かないからだめだよと、言うものがないよと。だけれども、議会で答弁したことは一貫性を持って実行してくださいよ。その言葉だけ、回答だけ。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ころころ変わるという話であります。発展的に変わるということはもちろんあるわけでありまして、情報が新しい情報、新しい事態になってくれば変わるわけでありまして、その根本においてそんなに変わってはおりません。その葬祭場はつくらなくちゃならないわけでありまして、ただ今までの経過からなかなか一致点ができなかったのも、単独のほうへ向いたと。それで単独のほうへ向いたのはまだ6日でございますから、20日余りしかたっていないわけで、確定的なことを言えと言われても、これはしようがない話であります。皆さんのお力をおかりしながらきちんとした単独施行に向けて仕事を進めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議長、市長が今けらけら笑っているかもしれないけれども、私は真剣になって聞いているんです。ここで笑うべきじゃないでしょう、議長、注意してくださいよ。

○議長（小座野定信君）

市長に申し上げます。

真摯にご答弁していただきますようお願いいたします。

○14番（栗山千勝君）

それですね、私ら議場でこうやって質問して真剣になって聞いているんですからね、ころころ変えられたんではたまったものじゃない。ある議員が言った。市長はかわすのがうまいからって、市長はガラス張りの行政運営をするんだって常日ごろ言っていたんでしょがな。全くそこから逸脱しているでしょうよ。すべて物事を答弁するときには根拠に基づいてやってくださいよ。以上。

○議長（小座野定信君）

以上で、14番 栗山千勝君の緊急質問を終わります。

---

## 日程第 2 承認第 1 号ないし承認第 6 号及び議案第 3 4 号ないし議案第 4 2 号

○議長（小座野定信君）

日程第 2、承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについてないし承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて及び議案第 34 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のも

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてないし議案第42号 市道路線の変更についてまでの15件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をしております。

各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

#### ○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成23年6月20日に付託されました承認第1号、承認第4号、議案第34号、議案第35号、議案第37号、議案第40号の6件について6月20日に委員会を開催し、各担当部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果、承認第1号、承認第4号は全会一致で原案のとおり承認すべきものと、議案第34号については採決の結果、否決すべきものと、議案第35号、議案第37号、議案第40号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過概要は委員会会議録のとおりであります。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し議案の審査経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

#### ○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております承認第1号、承認第2号、承認第4号、議案第36号、議案第37号につきましては、6月20日に委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果、承認第1号、承認第2号、承認第4号については承認すべきものと決しました。また、議案第36号、議案第37号については可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過概要につきましては委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成23年6月20日に付託されました承認第1号ないし承認第6号、議案第37号ないし議案第39号、議案第41号、議案第42号について6月20日に、担当部課長等の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、承認第1号ないし承認第6号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。また、議案第37号ないし議案第39号、議案第41号、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の経過並びに概要につきましては別紙委員会会議録のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思えます。

次に、第2回定例会開会日前日である6月9日に開催されました総務委員会、産業建設委員会による斎場建設についての連合審査会の会議録も配布しておきましたので、こちらもごらんいただきたいと思えます。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

6月9日に産業建設委員会を開催したということですが、このとき市長は同席したんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

委員長に対する質問です。

○4番（田谷文子君）

委員長さん、市長も同席するようにお願いしたんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

市長に同席をお願いしたことはございません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

こういう大事な一件でありますので、市長からご意見を伺って、そして市長のご意見を伺いながら、そして先ほど来ちょっとお伺いしていますところ、6月3日の会議録がないというような、そういうこともありまして、そういう大事な事件、ことは市長も同席した上で、そしてかすみがうらの首長でありますので、その辺はきちんと議会と並行、市議会議員も一緒になって共有化しながら情報交換をしていったほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

それは、私のほうは委員会の審議は会議録のとおりでございまして、その辺の内容につきましては、私が答えるべきことではないというふうに思います。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

それでは、市長にお伺いしたいですけれども、まずいですか。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君に申し上げます。

ただいま委員長報告、議案に対する質疑時間でございますが、6月9日議会前の質疑時間とは違いますので、ここでつけ加えて申し上げます。

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

市長が住民参加型のガラス張りの政治をするということでありましたら、私ども市議会議会も常に住民の声を常に聞いて、そして背中に意識しながらしていくのがいいんじゃないかと思うんですよ。それには、やっぱり……

○議長（小座野定信君）

田谷文子君に申し上げます。

ただいま委員長に対する質疑です。ちょっとその議会の姿勢を討論する場ではありません。市長にも質問できません。委員長にだけの質問です。

○4番（田谷文子君）

そうしたら委員長さんをお願いします。

○議長（小座野定信君）

お願いもできません。質問です。

○4番（田谷文子君）

じゃ、質問します。

今後そういう大事な案件でしたら必ず首長である市長も同席して、そして討論を活発にお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

まことにそのとおりだと思いますので、これからの委員会審議の中で本当に議員もしっかりと執行部と意見交換できればいいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

きちんときょう第1回のプロジェクトを立ち上げたということで……

○議長（小座野定信君）

田谷君。申し上げます。

暫時休憩。

休 憩 午後 3時30分

---

再 開 午後 3時32分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

以上で4番 田谷文子君の質問を終わります。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次いで、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次いで、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次いで、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第4号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次いで、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次いで、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第6号は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

よって、賛成の討論から行います。

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案の採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第34号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第34号は否決されました。

次いで、議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第36号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。

本案に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）。今回の補正予算については基本的には賛成をいたします。緊急を要する災害復旧事業の大部分は、平成22年度一般会計補正予算（第8号）及び平成23年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分です。予算化執行されて

おります。私はこれが緊急を要する災害復旧事業の専決処分には賛成をいたしました。今回の補正予算における災害復旧事業の主なものは、わかぐり運動公園体育館が対象ですが、問題はインフラ整備に対する復旧には力を入れていますが、被災した市民への対策、特に一部損壊した家屋に対する修繕費用の助成に全く対応を考えていないことであります。市長は瓦れき撤去について市が一部負担したことをもって十分だとの態度であります。私が行った今回の震災に対する市民アンケート結果からも、屋根などの補修費用の助成への要求が最も多く、見舞金制度の拡充を求める声も数多くありました。一部損壊家屋は800棟と報告されましたが、石塀やブロック塀の倒壊についての調査はすべて対応した内容ではないと総務部長が述べたように、全市をくまなく調査した結果かどうか疑問があります。

私は社会資本整備総合交付金活用の中身は何か、住宅改修事業に回せるものはないか、必要な事業であっても後回しできる事業はないかとたどりましたが、従来の姿勢をかえようとしていない点では市民の要求にこたえたものとは残念ながらいえません。せめて社会資本整備総合交付金の増額を国に求める意思を表明するか、県に対しても住宅修繕費の助成制度を求めることも必要だと思います。被災した市民の生活基盤の再建を支援するという視点に立った補正予算とすべきだったのではないのでしょうか。

また、一向にとどまることが見えない福島原発事故による放射能汚染の拡大は、多くの市民に不安を与えています。農漁業畜産業者は今後の風評被害の拡大を心配していますが、今子どもを持つ子育て中の父母の皆さんは、放射線量が今後どのようになるかを心配しています。ところが市当局は放射能測定について、現有の3台で対応するとの姿勢であり、到底父母の要求にこたえたものとはいえません。丁寧に迅速な測定をはかるには測定器の購入は欠かせないのではないのでしょうか。

一方、総務費の大方が宍倉出張所事務事業費2,175万円で占めておりますが、地権者との協議が不十分ではなかったかという点が指摘されます。私は宍倉出張所を廃止する決定前に地権者側と基本的な点で同意を得ておくべきだったと思います。

節電対策に伴う延長・休日保育については7月から実施することは評価されます。しかし一方、保育料について保護者負担を1日1,000円としたことには疑問が残ります。夏季の電力事業対策に伴う企業の就業時間の変更等に対応した休日保育特別事業、延長保育特別事業及び家庭的保育特別事業の実施方法についてという平成23年度6月17日付の厚労省の事務連絡には、利用料について保護者負担を徴収しないこととなっているのではないのでしょうか。

今回の補正予算には不十分さがありますが、今後私が指摘した点を再考することを求めて、討論といたします。

○議長（小座野定信君）

次に、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第38号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第39号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第40号 水槽付消防ポンプ自動車の取得についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第41号 市道路線の認定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第41号は原案のとおり可決されました。  
次いで、議案第42号 市道路線の変更についての討論を行います。  
初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

10分程度です。

休 憩 午後 3時49分

再 開 午後 4時00分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

### 日程第 3 請願第 2号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書

○議長（小座野定信君）

日程第 3 請願第 2号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会に付託しております。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第 1 項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第 2号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書につきましては、今定例会におきましても 6月20日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第2号については全会一致で採択すべきものと決しました。また請願第2号については全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第7項の規定により、委員会において議長あてに意見書(案)を提出することを決定しました。

なお、審査の経過概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長(小座野定信君)

これより委員長に対し審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小座野定信君)

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第2号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小座野定信君)

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小座野定信君)

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小座野定信君)

討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小座野定信君)

ご異議なしと認め、請願第2号は委員長の報告のとおり採択されました。

---

#### 日程第 4 委員会発議第5号 保育制度改革に関する意見書(案)

○議長(小座野定信君)

日程第4、委員会発議第5号 保育制度改革に関する意見書(案)を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については委員会提案であります。

なお、発議(案)については、お手元に配布してあります委員会会議録において審査が終了しております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

次いで、委員会発議第5号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 5 閉会中の継続審査について

○議長（小座野定信君）

日程第5 閉会中の継続審査についてを議題といたします。

産業建設委員会より、お手元に配布したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

## 日程第 6 閉会中の所管事務調査について

○議長（小座野定信君）

日程第6 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

---

**○議長（小座野定信君）**

これにて、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成23年かすみがうら市議会第2回定例会を閉会いたします。

会期21日間にわたる慎重なご審議、ご苦労さまでございました。

閉 会 午後4時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長      小 座 野   定   信

かすみがうら市議会議員      加   固   豊   治

かすみがうら市議会議員      佐   藤   文   雄

かすみがうら市議会議員      中   根   光   男